

## 彩の国アスリートサポートパートナーシップ制度要綱

公益財団法人埼玉県スポーツ協会  
彩の国アスリート育成推進会議

### (目的)

第1条 彩の国アスリートサポートパートナーシップ制度(以下「本制度」という。)は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会(以下「本会」という。)が、彩の国アスリートやそのコーチ等が求めるスポーツ科学等に関する測定、分析、管理、各種サポート(以下、「サポート」という。)を専門的な資格または技能等を有する者により適切に提供できる体制を本会選手強化対策の一貫として構築し、本県アスリートがスポーツ科学の知見を活用して競技力向上に打ち込める環境を整えるため設置する。

### (事業等)

第2条 本制度に関する事業は以下のとおりとする。

- 一 別表1に記載の彩の国アスリートへのサポートの提供(関東圏内に限る)
- 二 別表2に記載のジュニアアスリート等に対する各種研修等への講師要請
- 三 登録専門家間の情報交換会(彩の国アスリートサポーターズミーティング)の開催(不定期)
- 四 その他、本県アスリートの競技力向上を図るために必要な諸事業への参画、要請

別表 1

サポート対象者	サポート区分	規模
彩の国プラチナアスリート ※対象者が所属するチームをサポートする場合もある	S	30名程度
彩の国アスリートアカデミー対象者	A	3競技～5競技
彩の国ジュニアアスリートアカデミー対象者	B	競技団体の意向による

別表 2

サポート対象者	サポート区分	規模
彩の国プラチナジュニア 彩の国プラチナキッズ	T	小中学生 90名程度

### (彩の国アスリート育成推進会議)

第3条 本制度の効果的かつ効率的な運用を図るため、本会選手強化対策委員会内に設置する彩の国アスリート育成推進会議(以下「推進会議」という。)の議を経て、本制度の運営に必要な事項を決定する。

(登録申込)

第4条 本制度への登録を希望する有識者又は専門家等は、登録申込書(様式1)を本会選手強化対策委員会委員長(以下、「委員長」という。)に提出する。

2 登録申込書の受付は原則として年1回とし、募集方法及び募集期間等は別に定める。

(登録条件)

第5条 登録申込を希望する有識者又は専門家等は、原則として次の一～五に掲げる条件を全て満たしていることを登録の条件とする。

- 一 パートナーシップ制度の目的を理解し、他の専門家や対象アスリートのコーチらとの協力の下、専門分野の高い専門性により対象アスリートの競技力向上をサポートする意思を有している。
- 二 対象アスリートの状況等への理解を深めるよう努め、専門分野はもとより、専門分野の周辺業務にも適切に対応でき、アスリート支援に情熱を傾け、心身共に健康である。
- 三 別表3の登録要件Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当している。

別表3 彩の国アスリートサポートパートナーシップ登録要件

Ⅰ トップレベル競技者のサポート業務についての豊富な知識や経験を有する者で、委員長が指名する者	
Ⅱ 以下のサポート業務に関する資格等を有し、登録申込時点から遡って3年以上の実務経験がある者、または、それと同等の経験・能力を有する者で、登録申込時点において本会スポーツ科学委員会委員や各専門部会員、本会関係機関に属する者から推薦がある者	
Ⅲ(長期インターンシップ)※以下のサポート業務に関するアシスタントや業務補助のみ要請 サポート業務やスポーツ医・科学に関する高い関心があり、本会スポーツ科学委員会委員や各専門部会員、本会関係機関に属する者から推薦があった者のうち、委員長が認める者	
サポート業務	保有資格
トレーニングプランの作成、トレーニング指導、各種相談対応、個人面談 等	JSPO-AT NSCA-CSCS/CPT JATI-ATI 等
献立作成指導、食育指導、相談対応 等	公認スポーツ栄養士
メンタルトレーニング、個人面談、相談対応等	スポーツメンタルトレーニング指導士
測定結果の科学的分析や解説 等	高等教育機関等の教員、研究員 等
医事相談、メディカルチェック、アンチ・ドーピング相談 等	JSPO-スポーツドクター スポーツファーマシスト 理学療法士、柔道整復師、看護師 等

四 登録申込時点において、所属先から本制度への登録、兼業等の許可が得られていること。

五 登録された場合に以下の条件に同意できること。

- (1)申請書に記入されている氏名、専門分野をホームページ等で公開すること
- (2)登録によって、必ずしも派遣の依頼に結びつくものではなく、サポート業務の対価の支払いは、派遣実績に伴う本会への活動報告(指定様式)に基づいて支払うこと
- (3)業務上知り得た秘密を他人に漏らさない等、埼玉県や本会が定める関連規定を遵守できること
- (4)社会通念上、反社会的勢力及び特殊知能暴力集団と呼ばれる団体等(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しない、又は反社会的勢力等と事業取引等の関係を有していないこと
- (5)報酬額の基準は、別表4とし、本会にて源泉徴収を行う。なお、旅費は支給しないこと

別表4 彩の国アスリートサポートパートナーシップ制度に基づく報酬額の基準

サポート業務 例(注1)	1回あたりの報酬基準額(注2)	
	登録要件Ⅰ、Ⅱの者	登録要件Ⅲの者
トレーニング指導、相談対応、個人面談 等	最大 25,000 円	本会謝金規程に基づく
献立作成指導、食育指導、相談対応 等	最大 20,000 円	
メンタルトレーニング、個人面談、相談対応 等		
測定結果の科学的分析や解説 等		
医事相談、メディカルチェック、アンチ・ドーピング 等		

(注1)委員長からの要請に基づき提供されるサポート業務が対象

(注2)サポートの方法(遠隔、文面、映像等)や時間に基づく報酬算出は別に定める

(確認)

第6条 委員長は、第4条に定める登録申込書の提出を受け、前条に定める登録条件を満たしているか否かのほか、登録者として適切であるかを総合的に確認し、登録者を決定する。

2 委員長は、前項の確認にあたり必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

(登録)

第7条 前条に定める確認の結果は、その可否に関わらず登録申込者へ通知する。

2 登録者は、本会ホームページ等で公開する。

(登録期間及び登録の更新)

第8条 登録期間は、登録日から当該年度の3月31日までとする。

2 本会は、登録者の登録期間満了の2ヶ月前までに、登録の更新手続について当該登録者に通知する。

(サポート業務)

第9条 本制度において、登録者が対象アスリートに対してサポートを実施するには、委員長からの要

請に基づいて行うこととする。

(変更の届出)

第10条 登録者は、登録申込書の記載内容に変更があった場合、当該変更の内容を遅滞なく委員長に申し出なければならない。

(登録取消)

第11条 委員長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 第5条に定める登録要件を満たさないことが明らかになったとき
- 二 重大な法令違反があったとき
- 三 本会あるいは他の登録者の信用あるいは品位を損なうような行為が明らかになったとき
- 四 その他、アスリート支援者として不適当と委員長が認めたとき

(登録解除)

第12条 登録者は、本制度登録者として継続する意思を失ったときは、書面により登録解除の旨を申し出なければならない。

(要綱の改正)

第13条 この要綱の改正は、推進会議において行う。

(協議)

第14条 パートナーシップ制度の運用又は第2条に掲げる事業等の実施の過程で登録者等の間にトラブル又は紛争等が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議する。

(パートナーシップ制度の終了)

第15条 諸般の事情により本制度の運営を終了する場合は、終了する2か月前までに登録者にその旨を通知する。

(事務局)

第16条 本制度を運用又は事務を処理するために、本会内に事務局を置く。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。